

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による令和2年度定例監査を、小松市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年12月24日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 都市創造部 まちデザイン課，緑花公園センター，道路河川課
- 2 監査実施日 令和2年10月22日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和元年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の閲覧，帳簿突合，質問等の予備監査を行った。

また，監査当日は，都市創造部長ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

次に記載する指摘事項以外の予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び前回指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

<道路河川課>

道路占用料について，前回（平成30年度）及び前々回（平成28年度）の監査において，調定事務の遅延を指摘したところであるが，今回の監査においても同様の事例が多数見られ，改善されていなかった。小松市道路占用料条例第4条第2項の規定に基づき適正に事務処理されたい。

9 監査の結果に添える意見

<まちデザイン課>

今後，北陸新幹線小松開業に伴い，JR小松駅周辺は市勢発展においてより重要な場所

となる。J R小松駅高架下の空間については、立地の特性を十分に活かし、その価値が最大限に引き出されるような新たな活用策が講じられることを望むものである。

<道路河川課>

道路の維持修繕において、災害時や緊急時には速やかな対応が必要であるが、現業職員が減少傾向にあり、従来通りの対応が難しくなると予想される。引き続ききめ細かな緊急対応が維持・確保されるよう将来を見据えた体制作りについて検討されたい。

<緑花公園センター>

小松市は平成 25 年からフローラルこまつの推進に市民共創で取り組み、花と緑にあふれるまちとなっている。フローラルこまつの推進は、美しい景観や快適な空間を創出するという直接的な効果に加え、誘客、地域コミュニティの活性化、防犯など様々な効果をもたらしている。これらの多様な効果についても啓発を行うとともに、市民がより自発的・効率的に活動できるようきめ細やかな支援を行い、更なる推進に努められたい。